

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年11月11日～2021年11月17日)

令和3年(2021年)11月19日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>欧州議会がポーランドの妊娠中絶に関する決議を採択 独立記念日式典の実施 ブースター接種によるワクチン接種証明書の有効期限延期 普通裁判所に関する司法制度改革 ジョブロ法務大臣兼検事総長による欧州司法裁判所の罰金支払い命令に関する憲法法院に対する申立て カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)のポーランド・ラジオ24に対するインタビュー 法務大臣兼検事総長が有する裁判官の配置転換の権限に関する欧州司法裁判所の判決 最高裁判所規律部の新規案件の取扱いを制限する命令の期限延 国家の国境警備に関する法律の改正案の下院通過 ポーランド・ドイツ内務大臣会談 モラヴィエツキ首相のドイツ紙「ビルト」に対するインタビュー ポーランド軍の国境地域への展開状況 米国からの中古輸送防護車両の調達 ラウ外相とボレルEU外務・安全保障上級代表との電話会談 ラウ外相とル・ドリアン仏外相との電話会談 ラウ外相とプリンケン米國務長官 ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との電話会談 ラウ外相のEU外務理事会出席 ラウ外相のEU・東方パートナーシップ外相会合出席 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談 ラウ外相とトラス英外相との電話会談 モラヴィエツキ首相とメルケル独首相との電話会談 ドゥダ大統領のモンテネグロ訪問</p>								お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fx5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 警察が窃盗団を逮捕 国家警察本部長官、欧州警察警察機構事務局長とオンライン会談</p>								
<p>経済</p> <p>ドゥダ大統領、税制改革法案に署名 (義務的)企業別年金(PPK)への加入状況 10月の物価動向 中央銀行総裁、政策金利の更なる引き上げの可能性に言及 中東欧企業ランキング KGHMが2050年までの気候中立目標を宣言 チェコがトウルフ炭鉱に関する提案を拒否</p>								

政 治
内 政

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
 欧州でのテロ等に対する注意喚起
 「たびレジ」への登録のお願い
 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
 マイナンバーカード取得のお願い
 年金受給者の現況届提出について
 大使館広報文化センター開館時間
 文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館
 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

欧州議会がポーランドの妊娠中絶に関する決議を採択【10日】

10日、欧州議会は、ポーランド政府に対し、医師が冷遇される危険性を排除するために、刑法から中絶に関する規定を削除するなど、中絶の非犯罪化のための措置を講ずることを求める決議を採択した。欧州議員のうち373名が賛成票を投じ、124名が反対に回った。

独立記念日式典の実施【11日】

11日、独立記念日を祝う式典がポーランド全国で実施された。ドゥダ大統領は、ワルシャワの無名戦士の墓で行われた式典の場で、「我々は、自分自身が自由に対する責任を負っている。これは、歴史的な出来事と偶然の一致であり、奇跡と呼ぶ人もいる。しかし、それは勇気と粘り強さ、そしてポーランドが地図上に戻ってくる、独立を回復するという深い信念でもあった。」と述べた。

同日、ワルシャワで「独立行進」が実施され、10万人以上が参加したが、ドイツ国旗やトウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首の写真が燃やされるといった光景が見られた。

ブースター接種によるワクチン接種証明書の有効期限延期【13日】

13日から、新型コロナウイルス感染症ワクチンのブースター接種を受けた場合、ワクチン接種証明書の有効期限が1年間延長されることになった。ニェジェルス保健大臣は、3回目のワクチン接種は、免疫を高めるために重要であるため、EU全体レベルの決定を待たずに今般の措置を取ることを決定したと述べた。

普通裁判所に関する司法制度改革【15日】

15日、ジョブロ法務大臣は、普通裁判所制度に関する司法制度改革案を発表した。同改革案によれ

ば、普通裁判所の3段階構造を2段階構造に変更し、現行の地方裁判所、地域裁判所及び控訴裁判所の3つが地方裁判所及び地域裁判所の2つに集約される。また、これまでの地方裁判所裁判官、地域裁判所裁判官及び控訴裁判所裁判官という区別がなくなり、裁判官の地位が「普通裁判所裁判官」に統一されることになる。

ジョブロ法務大臣兼検事総長による欧州司法裁判所の罰金支払い命令に関する憲法法廷に対する申立て【15日】

15日、国家検察庁は、ジョブロ法務大臣兼検事総長がトウルフ炭鉱及び最高裁判所規律部に関して欧州司法裁判所(ECJ)がポーランドに罰金支払いを命じた根拠となるEU法の規定の合憲性について、憲法法廷に審査要請を行ったと発表した。

カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)のポーランド・ラジオ24に対するインタビュー【16日】

16日、カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)党首は、ポーランド・ラジオ24のインタビューに応じた。同党首は、ポーランドとベラルーシの国境問題の国際化が必要であるが、我々の頭越しに協議が行われるような形ではないと述べた。また、同党首は、ポーランド国内のポーランドの国益を気にしない大規模で影響力のあるグループが現在のポーランドにとって最大の脅威の一つであると強調し、その他の脅威として、インフレの進行や新型コロナウイルス感染症を挙げた。さらに、欧州委員会がポーランドの国家復興計画(KPO)を承認していない事実を鑑みて、EUの「Fit for 55」プログラムに拒否権を行使することも選択肢の一つではないかと語った。

法務大臣兼検事総長が有する裁判官の配置転換の権限に関する欧州司法裁判所の判決【16日】

16日、欧州司法裁判所(ECJ)は、検事総長を兼

務する法務大臣が裁判官を高次の刑事裁判所へ配置転換し、理由を述べずにいつでも配置転換を終了させることができるポーランドの制度は、EU法に反するという先決的判決を下した。同判決は、ワルシャワ地方裁判所がECJに対して付託した質問に対する回答である。

最高裁判所規律部の新規案件の取扱いを制限する命令の期限延長【17日】

17日、マノフスカ最高裁判所第一長官は、裁判官の懲戒・免責に関する新規案件の取扱いに係る規律部の活動を制限する命令の期限が2022年1月31日まで延長することを決定した。

国家の国境警備に関する法律の改正案の下院通過【17日】

17日、下院で国家の国境警備に関する法律(国境警備法)の改正案に関する審議・投票が行われ、賛成245票、反対167票、棄権25票で可決された。同改正案は、国境の安全保障または秩序が脅かされる場合に、国境を保護するために国境警備隊が講ずる措置の有効性を高め、国境警備隊員の安全性を高めることが目的である。同改正案によれば、内務・行政大臣は、国境警備隊総司令官の意見を求めた上で、政令によって、一定期間の間、国境沿い地域における滞在禁止を一時的に命じることができるようになるほか、該当地域を管轄する現地支局の国境警備隊司令官が、特別な条件の下で国境地域におけるジャーナリストの活動を許可できるよう

になる。

ポーランド・ドイツ内務大臣会談【18日】

18日、カミンスキ内務・行政大臣は、ホルスト・ゼーホーファー・ドイツ内務大臣と会談した。ホルスト・ゼーホーファー大臣は、一部の移民のためにドイツへ通じる人道的回廊が作られるという噂を否定した。カミンスキ大臣は、ルカシェンコ政権は冷酷に現在の状況を利用し、EUへの人為的な移民ルートを作ろうとしているが、ポーランドはこれを許さないと強調した。

モラヴィエツキ首相のドイツ紙「ビルト」に対するインタビュー【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、ドイツ紙「ビルト」のインタビューに応じ、5,000万人の移民流入についてヨーロッパに警告を発し、移民はベラルーシの武器として利用されており、ドイツ、フランス及びオランダが標的になっていると語った。また、同首相は、現在2万人の移民がベラルーシにおり、移民の母国への帰還を支援することがヨーロッパの課題であると述べ、国境の状況はますます危険になっているが、コントロールされていると保証した。さらに、同首相は、プーチン・ロシア大統領とルカシェンコ・ベラルーシ大統領が西側諸国の不安定化を目的とした共同戦略を展開していることに触れ、国境の危機はウクライナに対する新たな軍事攻撃の準備のための目くらましに過ぎない可能性があるかと強調した。

外交・安全保障

ポーランド軍の国境地域への展開状況【10日】

10日、ブワシュチャク国防大臣は、現在、約15,000人の兵士がベラルーシとの国境地域に展開している旨を発表した。また、軍は、国境警備隊及び警察と連携して国を守るため、日夜厳しい活動を行っており、国民の皆様からの応援が必要とされていると述べた。

米国からの中古輸送防護車両の調達【10日】

10日、ブワシュチャク国防大臣は、米国から中古の輸送防護車両「クーガー」300両を調達すると発表した。この車両は、地雷等に対する防護力に優れており、米軍は、数多くの海外任務で使用した実績を有している。調達された車両は早ければ2022年には納入される予定である。

ラウ外相とボレルEU外務・安全保障上級代表との電話会談【13日】

13日、ラウ外相は、ボレル上級代表と電話会談を行った。同会談は、15日にブリュッセルで開催されるEU外務理事会の文脈におけるポーランドとベラ

ルーシの国境情勢に関連するものであった。会談は、ボレル上級代表の主導により行われた。

ラウ外相とル・ドリアン仏外相との電話会談【13日】

13日、ラウ外相は、ル・ドリアン仏外相と電話会談を行い、ベラルーシとポーランドの国境情勢、及びポーランドが国境情勢の進展を評価し、今後の決定を下す際の指針となる原則について議論した。ラウ外相は、仏の政治的支援に感謝するとともに、ポーランドと仏の更なる協力の可能性について議論した。また、両外相は、東欧の平和に対する課題や、北アフリカの治安状況の悪化についても議論した。両外相は、今後の事態の進展について情報を交換していくことで合意した。

ラウ外相とプリンケン米国務長官【13日】

13日、ラウ外相は、プリンケン米国務長官と電話会談を行った。ラウ外相は、ポーランドがベラルーシとの国境情勢の進展を評価し、今後の決定を下す際の指針を提示した。ラウ外相は、米国の政治的支援に感謝し、二国間およびEUやNATOを含む国際機

関での更なる協力の可能性について議論した。また、両外相は、ウクライナを取り巻く状況についても議論した。両外相は、定期的に連絡を取り合うことで合意した。

ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との電話会談【14日】

14日、ラウ外相は、クルハーネク・チェコ外相と電話会談を行った。会談では、15日に予定されているEU外務理事会及びポーランドとベラルーシとの国境情勢について議論された。

ラウ外相のEU外務理事会出席【15日】

15日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会及び東方パートナーシップ外相会合へ出席した。同会合では、ベラルーシとの国境情勢、西バルカンとサヘルへのEUの関与、共通安全保障・防衛政策の分野における戦略的コンパスの策定作業が主な議題となった。

ラウ外相は、EUの国境東側におけるベラルーシの活動に関連して、ポーランドがリトアニア、ラトビアとともに欧州のパートナーから受けた支援に対して感謝の意を述べた。同外相は、ベラルーシが組織したハイブリッド攻撃は前例のない事態であり、紛争が拡大する危険性が非常に高いことを強調した。また、同外相は、ベラルーシへの流入を阻止するために、EU加盟国と、北アフリカや中東地域からの移民の出身国や通過国との対話を強化する必要性を強調した。

ラウ外相のEU・東方パートナーシップ外相会合出席【15日】

15日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU・東方パートナーシップ(EaP)外相会合に出席した。同会合は、12月15日に予定されている次回のEaP首脳会合を前に、EUと当該地域の国々との協力における最も重要な問題を議論するために行われた。ラウ外相は、EaP諸国とEUを可能な限り緊密に統合することがポーランドの利益になると強調した。また、同外相は、12月の首脳会合では、EUはパートナー国をさらにEUに近づけるための努力について、強い政治的シグナルを送るべきであるとの期待を表明した。さらに、同外相は、一般市民にも成果が見える分野別協力や、若者への支援の重要性を強調するとともに、同地域の外的及び内的な脅威に対するパートナーのレジリエンスを強化することの重要性を

指摘した。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領との電話会談【16日】

16日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行った。同会談では、EU及びNATOとベラルーシとの国境情勢に焦点が当てられた。会談において、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領に対して、ポーランドの頭越しに行われる決定は受け入れないことを伝えたことを明らかにした。同大統領は、我々には、自分たちのことを決める権利があり、この権利を絶対に行使すると述べ、もし何らかの決定がポーランドとポーランド当局を拘束するものであるならば、それは我々だけが決定することになると強調した。

ラウ外相とトラス英外相との電話会談【17日】

17日、ラウ外相は、トラス英外相とポーランドとベラルーシの国境の状況について電話会談を行った。同外相は、ベラルーシとの国境での軍事技術チームの任務を含む英国によるポーランドへの支援について感謝の意を述べた。両外相は、ウクライナへの支援を含め、欧州の安全保障水準を高めるための両国の協力の可能性について議論した。また、ノルド・ストリーム2(NS2)ガスパイプラインの始動に対抗するための両国の協力についても議論された。両外相は今後も定期的に連絡を取り合うことで合意した。

モラヴィエツキ首相とメルケル独首相との電話会談【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、メルケル独首相と電話会談を行った。会談は、ポーランド・ベラルーシ国境の状況及びEUの対外国境での危機の現段階におけるEUの対応の調整に関するものであった。

ドゥダ大統領のモンテネグロ訪問【17日】

17日、ドゥダ大統領夫妻は、モンテネグロを公式訪問した。同大統領は、ジュカノビッチ・モンテネグロ大統領と会談し、ポーランドとベラルーシの国境情勢やモンテネグロのEU加盟に向けた展望について議論した。ドゥダ大統領は、NATO内での同盟関係の協力とEU内での共存という主要な問題において、モンテネグロの欧州における活動を支持していると強調した。また、同大統領は、モンテネグロに対する新型コロナウイルスの供与についても言及した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【15～18日】

15日、国境警備隊などは、移民の大集団が、クジニツアの国境通過地点に集まっているなどとツイート

した。一部報道によると、同地には約3,500名の移民が集まったという

同日、内務・行政省は、ベラルーシ国境に設置されるフェンスの建設が12月から開始され、2022年上

半期までに建設を終えると明らかにした。

16日、同国境通過地点に集まった移民の一部が、ベラルーシ側から石や木材などをポーランド側に投げるといった攻撃的な行動を行った。

17日、国境警備隊は、上記国境通過地点には約1,000名が留まっており、それ以外の移民はベラルーシ当局によってどこかに連れて行かれたとツイートした。

18日、国境警備隊は、上記国境通過地点に移動する以前に大量の移民が滞在していたクジニツアの国境付近から移民がほぼいなくなったと明らかにした。

警察が窃盗団を逮捕【16日】

16日、国家警察本部は、列車の乗客から盗みを働いていたとして、7名を逮捕したと発表した。容疑者らは、数年間、シヴィノウィシチエ(Swinoujscie)-プシエミシル(Przemysl)間、シヴィノウィシチエ-ワルシャワ間、ジェロナ・グラ(Zielona Gora)-ワルシャワ

間において、睡眠薬を混ぜた飲み物を飲ませるといった手口を使い、主に旅行者を標的に盗みを働いていたという。

国家警察本部長官、欧州警察警察機構事務局長とオンライン会談【17日】

17日、シムチク国家警察本部長官は、キャサリン・デ・ボレ欧州刑事警察機構(ユーロポール)事務局長とオンライン会談を行った。国家警察本部によると、双方は、ベラルーシ国境における状況に関連して、EUの外部国境の防衛を優先するという点で一致する見解を見せたという。同長官は、ポーランド警察が今次移民危機の経験を生かし、警察の動員力と即応性を必要とする他の治安機関を支援する用意があると強調した。双方は、長期的な観点から、移民危機の問題を効果的に解決するためには、国内外を越えた治安機関の緊密かつ調和のある協力が重要である点で合意した。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、税制改革法案に署名【16日】

16日、ドゥダ大統領は新たな経済社会プログラム「Polish Deal」の一環である税制改革法案に署名した。個人所得税の非課税対象額の3万ズロチへの拡大や32%の累進課税の適用対象額の12万ズロチへの引き上げ等が含まれており、約1,800万人が裨益する見込みである一方、健康保険料が控除対象外となる。同税制改革法案は2022年1月1日に施行する。

(義務的)企業別年金(PPK)への加入状況【18日】

ポーランド開発銀行(PFR)によると、(義務的)企業別年金(PPK)への加入企業数は26万9,000社で、これまでに集まった総資産額は約72億ズロチとなった。PPKへの加入率は、民間部門で33.6%、公的部門で19.8%となっている。加入率が最も高いのは新型コロナウイルス感染症の拡大以前に適用が開始された大企業(従業員250人以上)で、43.8%となっている。依然として加入率が低いため、PFRは社会保険庁のシステムを活用し、11月~12月に未加入の企業約65万社にリマインダーを送付予定であるという。

マクロ経済動向・統計

10月の物価動向【15-16日】

中央統計局(GUS)によれば、10月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比6.8%増、対前月比1.1%増となった。サービス価格及び商品価格のいずれも対前年同月比6.8%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた10月のコア・インフレ率は対前年同月比4.5%増、対前月比0.7%増となった。

中央銀行総裁、政策金利の更なる引き上げの可能性に言及【15日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、今後のデータが同銀行の経済状況に関する評価を裏付ける場合、政策金利を現状のレートで維持するよりも更に引き上げる可能性の方が高いと述べた。ただし、同シナリオはリスクも伴っており、最近の国内及び世界経済の状況は劇的に変化し、我々を幾度となく驚かせてきたことに鑑みて、見通しが変化する可能性に留意する必要があるとも付言した。

ポーランド産業動向

中東欧企業ランキング【17日】

グローバル取引信用保険会社 Coface 社は中東欧企業ランキングを発表した([https://www.coface.pl/Aktualnosci-i-media/Rankingi-i-konferencje/TOP-500-CEE-](https://www.coface.pl/Aktualnosci-i-media/Rankingi-i-konferencje/TOP-500-CEE-2021)

2021)。1位はポーランドの PKN Orlen で2020年の収益は189億円。ポーランドの企業については、スーパーの Biedronka を展開する Jeronimo Martins Polska、国営電力会社 PGE、国営石油ガス会社 PGNiG が続く。日系企業としては Japan Tobacco

International (JTI) Polska が昨年の115位から75位に上がっている。

KGHMが2050年までの気候中立目標を宣言【17日】

ポーランド国営精銅採掘会社KGHMは、2050年までの気候中立の宣言を採択した。同社は世界最大の銅生産者の1社で、ポーランド最大の電力消費者でもある(年間3TWh)。当該宣言はチリや北米の

鉱山を操業しているKGHM International や子会社は対象外である。当該宣言の背景として、CO2排出許容量のコストや石炭で生産されたエネルギーのコストの増加が起因している。KGHMは、銅の生産やエネルギーや熱の購入においてCO2排出量を制限するとして、2030年までにCO2排出量を30%まで削減するとともに、最初に太陽光エネルギー、その後SMRや水素エネルギーといった独自のエネルギー源に投資する計画である。

エネルギー・環境

ベラルーシ、EUの制裁に応じて域内を通過するガスパイプラインを停止する可能性を示唆【11日】

11日、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領は、東部国境で起きている移民危機をめぐり、西側諸国が制裁を科した場合、自国の領土を経由するガスを遮断する可能性があるとして述べた。同日朝、ヤマル・パイプラインのポーランド区間を経由して送られてきたロシア産ガスの供給量が、前日と比較し3分の1以上減少し、オランダ証券取引所での価格も7%以上上昇した。状況が悪化すれば、ヤマル・パイプライン経由のガス輸送が完全に停止し、EUのガス市場が不安定になる可能性がある。

プジク国有財産省次官(鉱業担当)着任【15日】

15日、鉱業を担当する国有財産省次官として、ピョートル・プジク(Piotr Pyzik)氏が着任した。同氏は、2019年まで与党「法と正義」(PiS)の議員とし

て、カチンスキ同党首の側近として知られていた。また、その後は国営電力会社(PGE)のグループ企業に所属していた。国会議員としては鉱山やエネルギー関連の経験を有していないため、炭鉱の労働組合から批判があった一方、有識者の間では、同氏は、炭鉱地域の出身のため、労働組合とよい関係を築けるのではないかとされている。

チェコがトウルフ炭鉱に関する提案を拒否【16日】

15日、モスクワ気候・環境大臣はトウルフ炭鉱の交渉を再開するためチェコ側をワルシャワに招待するとともに、解決に向けた新たな提案をチェコの環境大臣に送ったとツイートした。他方、16日、チェコ環境省報道官は、チェコ議会選挙後の新政府を構成する政党によって当該案は議論されなければならないと述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、

現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で…」が開催されます。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków

詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】ポーランド碁選手権大会【2021年11月11日(木)～14日(日)】

ビャウイストク工科大学にて、ポーランド碁協会主催「ポーランド碁選手権大会」が開催されます。オンライン・ライブ放送も予定されています。

開催場所：ビャウイストク市、Wydział Informatyki, Politechnika Białostocka, Wiejska 45A, Białystok

オンライン・ライブ放送：<https://online-go.com/>

詳細：<https://mp.go.art.pl/2021/pl>

【予定】展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催：国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所：Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (ワルシャワ市、plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細：<https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)